

申告書の書き方

R8.1.1～

【住所氏名欄】

住所、氏名、フリガナ、生年月日、世帯主の氏名、続柄、業種又は職業、電話番号、個人番号(マイナンバー)を記入してください。

【1 収入金額等 及び 2 所得金額等について】

収入金額を【1 収入金額等 ア～サ】の欄に記入してください。

収入金額から必要経費等を差し引いた金額を【2 所得金額 ①～⑨】の欄に記入してください。

種類	所得の内容		必要経費等																																																												
事業	① 営業等 商工業や自由業、漁業から生ずる所得 ② 農業 農業から生ずる所得		収入を得るために支出した費用、専従者控除額 専従者控除…①と②のいずれか少ない方 ① 86万円(配偶者以外の親族50万円) ② 専従者控除前の所得金額 ÷ (専従者数+1) (申告書裏面11に必要事項を記入)																																																												
③ 不動産	土地や建物などの賃貸による所得																																																														
④ 利子	国外の銀行等の預金利子などの所得		なし																																																												
⑤ 配当	株式・出資等の配当による所得		負債の利子(申告書裏面8に必要事項を記入)																																																												
⑥ 給与	給料・賃金・賞与などの所得(下記の計算式により給与所得を算出)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入(A)</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 649,999 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>650,000 ～ 1,899,999 円</td> <td>「給与等の収入金額 - 650,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,900,000 ～ 3,599,999 円</td> <td>「給与等の収入金額 × 0.7 - 80,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>3,600,000 ～ 6,599,999 円</td> <td>「給与等の収入金額 × 0.8 - 440,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>6,600,000 ～ 8,499,999 円</td> <td>「給与等の収入金額 × 0.9 - 1,100,000円」で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>8,500,000 ～ 円</td> <td>「給与等の収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額</td> </tr> </tbody> </table>	給与収入(A)	給与所得の金額	～ 649,999 円	0 円	650,000 ～ 1,899,999 円	「給与等の収入金額 - 650,000円」で求めた金額	1,900,000 ～ 3,599,999 円	「給与等の収入金額 × 0.7 - 80,000円」で求めた金額	3,600,000 ～ 6,599,999 円	「給与等の収入金額 × 0.8 - 440,000円」で求めた金額	6,600,000 ～ 8,499,999 円	「給与等の収入金額 × 0.9 - 1,100,000円」で求めた金額	8,500,000 ～ 円	「給与等の収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額																																														
給与収入(A)	給与所得の金額																																																														
～ 649,999 円	0 円																																																														
650,000 ～ 1,899,999 円	「給与等の収入金額 - 650,000円」で求めた金額																																																														
1,900,000 ～ 3,599,999 円	「給与等の収入金額 × 0.7 - 80,000円」で求めた金額																																																														
3,600,000 ～ 6,599,999 円	「給与等の収入金額 × 0.8 - 440,000円」で求めた金額																																																														
6,600,000 ～ 8,499,999 円	「給与等の収入金額 × 0.9 - 1,100,000円」で求めた金額																																																														
8,500,000 ～ 円	「給与等の収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額																																																														
同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額が給与収入(A)となります。 源泉徴収票をお持ちの場合は、「支払金額」の欄が収入【A】、「給与所得控除後の金額」の欄が所得⑥となります。																																																															
雑	公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金・軍人恩給等)の収入のある場合 ※遺族年金、障害年金、軍人遺族年金等は課税の対象とはなりません。 ※公的年金を複数受給している方は、それらの支払金額の合計額が公的年金等の収入金額となります。																																																														
⑦公的年金等	公的年金等に係る雑所得の速算表 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">公的年金等に係る雑所得</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>公的年金等の収入金額(A)</th> <th>1,000万以下</th> <th>1,000万超2,000万以下</th> <th>2,000万超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳未満</td> <td>～ 1,300,000 円</td> <td>(A) - 600,000 円</td> <td>(A) - 500,000 円</td> <td>(A) - 400,000 円</td> </tr> <tr> <td>(昭和34年1月2日以降に生まれた方)</td> <td>1,300,001 ～ 4,100,000 円</td> <td>(A) × 0.75 - 275,000 円</td> <td>(A) × 0.75 - 175,000 円</td> <td>(A) × 0.75 - 75,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,100,001 ～ 7,700,000 円</td> <td>(A) × 0.85 - 685,000 円</td> <td>(A) × 0.85 - 585,000 円</td> <td>(A) × 0.85 - 485,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,001 ～ 10,000,000 円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,455,000 円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,355,000 円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,255,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000,001 ～ 円</td> <td>(A) - 1,955,000 円</td> <td>(A) - 1,855,000 円</td> <td>(A) - 1,755,000 円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>～ 3,300,000 円</td> <td>(A) - 1,100,000 円</td> <td>(A) - 1,000,000 円</td> <td>(A) - 900,000 円</td> </tr> <tr> <td>(昭和34年1月1日以前に生まれた方)</td> <td>3,300,001 ～ 4,100,000 円</td> <td>(A) × 0.75 - 275,000 円</td> <td>(A) × 0.75 - 175,000 円</td> <td>(A) × 0.75 - 75,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,100,001 ～ 7,700,000 円</td> <td>(A) × 0.85 - 685,000 円</td> <td>(A) × 0.85 - 585,000 円</td> <td>(A) × 0.85 - 485,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,700,001 ～ 10,000,000 円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,455,000 円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,355,000 円</td> <td>(A) × 0.95 - 1,255,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,000,001 ～ 円</td> <td>(A) - 1,955,000 円</td> <td>(A) - 1,855,000 円</td> <td>(A) - 1,755,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			公的年金等に係る雑所得		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			年齢	公的年金等の収入金額(A)	1,000万以下	1,000万超2,000万以下	2,000万超	65歳未満	～ 1,300,000 円	(A) - 600,000 円	(A) - 500,000 円	(A) - 400,000 円	(昭和34年1月2日以降に生まれた方)	1,300,001 ～ 4,100,000 円	(A) × 0.75 - 275,000 円	(A) × 0.75 - 175,000 円	(A) × 0.75 - 75,000 円		4,100,001 ～ 7,700,000 円	(A) × 0.85 - 685,000 円	(A) × 0.85 - 585,000 円	(A) × 0.85 - 485,000 円		7,700,001 ～ 10,000,000 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円	(A) × 0.95 - 1,355,000 円	(A) × 0.95 - 1,255,000 円		10,000,001 ～ 円	(A) - 1,955,000 円	(A) - 1,855,000 円	(A) - 1,755,000 円	65歳以上	～ 3,300,000 円	(A) - 1,100,000 円	(A) - 1,000,000 円	(A) - 900,000 円	(昭和34年1月1日以前に生まれた方)	3,300,001 ～ 4,100,000 円	(A) × 0.75 - 275,000 円	(A) × 0.75 - 175,000 円	(A) × 0.75 - 75,000 円		4,100,001 ～ 7,700,000 円	(A) × 0.85 - 685,000 円	(A) × 0.85 - 585,000 円	(A) × 0.85 - 485,000 円		7,700,001 ～ 10,000,000 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円	(A) × 0.95 - 1,355,000 円	(A) × 0.95 - 1,255,000 円		10,000,001 ～ 円	(A) - 1,955,000 円	(A) - 1,855,000 円	(A) - 1,755,000 円
公的年金等に係る雑所得		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																													
年齢	公的年金等の収入金額(A)	1,000万以下	1,000万超2,000万以下	2,000万超																																																											
65歳未満	～ 1,300,000 円	(A) - 600,000 円	(A) - 500,000 円	(A) - 400,000 円																																																											
(昭和34年1月2日以降に生まれた方)	1,300,001 ～ 4,100,000 円	(A) × 0.75 - 275,000 円	(A) × 0.75 - 175,000 円	(A) × 0.75 - 75,000 円																																																											
	4,100,001 ～ 7,700,000 円	(A) × 0.85 - 685,000 円	(A) × 0.85 - 585,000 円	(A) × 0.85 - 485,000 円																																																											
	7,700,001 ～ 10,000,000 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円	(A) × 0.95 - 1,355,000 円	(A) × 0.95 - 1,255,000 円																																																											
	10,000,001 ～ 円	(A) - 1,955,000 円	(A) - 1,855,000 円	(A) - 1,755,000 円																																																											
65歳以上	～ 3,300,000 円	(A) - 1,100,000 円	(A) - 1,000,000 円	(A) - 900,000 円																																																											
(昭和34年1月1日以前に生まれた方)	3,300,001 ～ 4,100,000 円	(A) × 0.75 - 275,000 円	(A) × 0.75 - 175,000 円	(A) × 0.75 - 75,000 円																																																											
	4,100,001 ～ 7,700,000 円	(A) × 0.85 - 685,000 円	(A) × 0.85 - 585,000 円	(A) × 0.85 - 485,000 円																																																											
	7,700,001 ～ 10,000,000 円	(A) × 0.95 - 1,455,000 円	(A) × 0.95 - 1,355,000 円	(A) × 0.95 - 1,255,000 円																																																											
	10,000,001 ～ 円	(A) - 1,955,000 円	(A) - 1,855,000 円	(A) - 1,755,000 円																																																											
⑧業務 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得(原稿料、講演料、シルバーハンセンターカーからの報酬など) (申告書裏面9に内容を記入)																																																															
⑨その他 郵便年金契約・生命保険契約の年金などの所得(申告書裏面9に内容を記入)																																																															
⑪総合譲渡 ・一時	貴金属、ゴルフ会員権などの資産を譲渡した場合に生ずる所得 保有期間が5年以内の資産を譲渡したときの所得を「短期譲渡所得」、 5年を超える資産を譲渡したときの所得を「長期譲渡所得」といいます。 土地・建物及び株式等の譲渡所得は、分離課税用の申告書に記入		申告書裏面10にしたがって所得金額を計算 (特別控除額50万円)																																																												
	生命保険の満期返戻金、クイズの賞金などの一時的な所得																																																														

【3 所得から差し引かれる金額の計算方法】

種類	控除の内容及び控除額				種類	控除の内容及び控除額																								
⑯ 社会保険料控除	あなたが支払った国民健康保険税、後期高齢者医療の保険料、介護保険料、国民年金保険料などの社会保険料の全額 ※国民年金保険料を控除する場合は控除証明書の添付が必要です。				⑰ 配偶者控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合																								
⑯ 生命保険料控除	平成23年以前に締結した保険契約等(旧契約)については旧生命保険料、旧個人年金保険料、平成24年以降に締結した保険契約等(新契約)については新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料の該当する箇所に支払金額を記入してください。 ① 平成23年以前に締結した保険契約等 一般生命保険料、個人年金保険料の2つに区分して計算(それぞれ最高3.5万円、2つ合計で最高7万円) <table border="1"> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> <tr> <td>旧契約 ～ 15,000円</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～ 40,000円</td> <td>支払保険料 × 0.5 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円 ～ 70,000円</td> <td>支払保険料 × 0.25 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円 ～</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </table> ② 平成24年以後に締結した保険契約等 一般生命保険料、個人年金保険料、介護保険料の3つに区分して計算(それぞれ最高2.8万円、3つ合計で最高7万円) <table border="1"> <tr> <th>支払保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> <tr> <td>新契約 ～ 12,000円</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ～ 32,000円</td> <td>支払保険料 × 0.5 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ～ 56,000円</td> <td>支払保険料 × 0.25 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円 ～</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </table> 《注》①と②の両方の保険契約等に係る控除がある場合 一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、①と②の適用を受ける場合には、それぞれの合計額(最高2.8万円、全体合計最高7万円) ※保険料の控除証明書の添付が必要です。		支払保険料の金額	生命保険料控除額		旧契約 ～ 15,000円	支払保険料の金額	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料 × 0.5 + 7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払保険料 × 0.25 + 17,500円	70,001円 ～	一律35,000円	支払保険料の金額	生命保険料控除額	新契約 ～ 12,000円	支払保険料の金額	12,001円 ～ 32,000円	支払保険料 × 0.5 + 6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払保険料 × 0.25 + 14,000円	56,001円 ～	一律28,000円	納税者本人の合計所得金額						
支払保険料の金額	生命保険料控除額																													
旧契約 ～ 15,000円	支払保険料の金額																													
15,001円 ～ 40,000円	支払保険料 × 0.5 + 7,500円																													
40,001円 ～ 70,000円	支払保険料 × 0.25 + 17,500円																													
70,001円 ～	一律35,000円																													
支払保険料の金額	生命保険料控除額																													
新契約 ～ 12,000円	支払保険料の金額																													
12,001円 ～ 32,000円	支払保険料 × 0.5 + 6,000円																													
32,001円 ～ 56,000円	支払保険料 × 0.25 + 14,000円																													
56,001円 ～	一律28,000円																													
⑯ 地震保険料控除	地震保険料や平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料を支払った場合 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>支払保険料の合計</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>① 旧長期損害保険料のみ</td> <td>～ 5,000円 5,001円 ～ 15,000円 15,001円 ～</td> <td>支払額の全額 支払額 × 1/2 + 2,500円 10,000円</td> </tr> <tr> <td>② 地震保険料のみ</td> <td colspan="2">支払保険料額の1/2(控除限度額25,000円)</td></tr> <tr> <td>③ 両方ある場合</td> <td colspan="2">①と②の控除合計額(限度額25,000円)</td></tr> </table> 1つの契約で、両保険の掛金がある場合は、どちらか一方の控除となります。 ※保険料の控除証明書の添付が必要です。		支払保険料の合計	控除額	① 旧長期損害保険料のみ	～ 5,000円 5,001円 ～ 15,000円 15,001円 ～	支払額の全額 支払額 × 1/2 + 2,500円 10,000円	② 地震保険料のみ	支払保険料額の1/2(控除限度額25,000円)		③ 両方ある場合	①と②の控除合計額(限度額25,000円)		⑰ 配偶者特別控除	配偶者の年齢				納税者本人の合計所得金額											
	支払保険料の合計	控除額																												
① 旧長期損害保険料のみ	～ 5,000円 5,001円 ～ 15,000円 15,001円 ～	支払額の全額 支払額 × 1/2 + 2,500円 10,000円																												
② 地震保険料のみ	支払保険料額の1/2(控除限度額25,000円)																													
③ 両方ある場合	①と②の控除合計額(限度額25,000円)																													
⑯ 地震保険料控除	控除額 26万円					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																						
⑰ 寡婦控除	① 夫と離婚後再婚しておらず、扶養親族がいる方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ② 夫と死別後再婚していない方または生死が明らかでない方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方	⑳ 特定親族特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で下記の配偶者がいる場合				48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																				
⑰ 寡婦控除	控除額 26万円					100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																					
⑯ ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、総所得が58万円以下の生計を同じとする子を扶養している、前年の合計所得金額が500万円以下の単身者	㉑ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																				
⑯ ひとり親控除	控除額 30万円					110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																					
⑯ 勤労学生控除	学生または生徒で、合計所得金額が85万円以下(このうち給与所得以外の所得が10万円以下)である方	㉒ 雜損控除	配偶者の年齢				115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																				
⑯ 勤労学生控除	控除額 26万円					120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																					
⑯ 障害者控除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族に障害がある場合 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>身体障害者手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>精神障害者保健福祉手帳</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1級・2級</td> <td>A級</td> <td>1級</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>53万円</td> </tr> <tr> <td>普通障害者</td> <td>3級～6級</td> <td>B級</td> <td>2級・3級</td> <td>26万円</td> </tr> </table> 「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方は、提示又は添付が必要です。	区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	控除額	特別障害者	1級・2級	A級	1級	30万円	同居特別障害者				53万円	普通障害者	3級～6級	B級	2級・3級	26万円	㉓ 医療費控除	配偶者の年齢				125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	控除額																										
特別障害者	1級・2級	A級	1級	30万円																										
同居特別障害者				53万円																										
普通障害者	3級～6級	B級	2級・3級	26万円																										
⑯ 障害者控除	控除額 26万円					130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 133万円超	㉔ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				133万円超	0	0	0																				
⑯ 障害者控除	控除額 45万円				配偶者の年齢				控除額 45万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 38万円	㉕ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の扶養親族	控除額 38万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 45万円				配偶者の年齢				控除額 45万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 21万円	㉖ 雜損控除	配偶者の年齢				同居老親等扶養親族	控除額 45万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 31万円				配偶者の年齢				控除額 31万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 26万円	㉗ 医療費控除	配偶者の年齢				老人扶養親族のうち本人又は配偶者の直系尊属で同居している扶養親族	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 16万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 11万円	㉘ 雜損控除	配偶者の年齢				一般控除対象扶養親族	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 8万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 4万円	㉙ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 2万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 1万円	㉚ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 6万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉛ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉕ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉖ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉗ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉘ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉙ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉚ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉛ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉕ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉖ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉗ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉘ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉙ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉚ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉛ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉕ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除	控除額 3万円				配偶者の年齢				控除額 33万円																					
⑯ 障害者控除	控除額 3万円	㉖ 特定親族特別控除	配偶者の年齢				16歳未満の扶養親族がいる場合、市民税・県民税の課税、非課税の判定に影響しますので、必ず「16歳未満の扶養親族」記入欄に記入してください。	控除額 33万円																						
⑯ 障害者控除																														